

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第26条 当社は、社外取締役との間で、<u>当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第26条～第32条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第33条 (現行どおり) (<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第34条 当社は、社外監査役との間で、<u>当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算 第33条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算 第35条～第37条 (現行どおり)</p>